

『犯罪被害者週間』  
国民のつどい中央大会

「犯罪被害者支援の躍進と  
更なる発展に向けて」

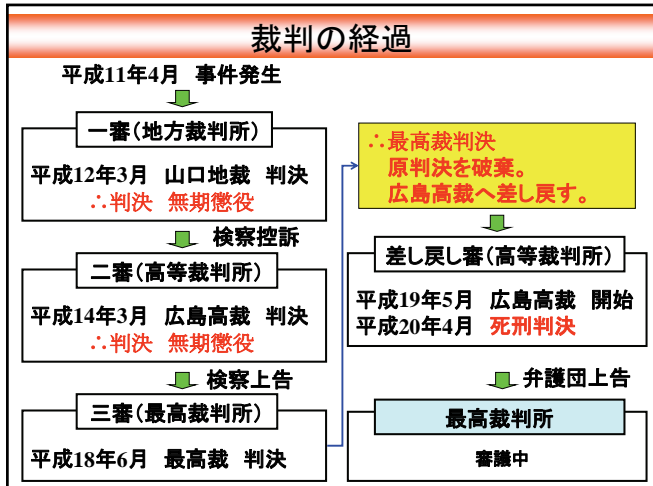
平成20年12月1日(月)

主催  
内閣府

自己紹介

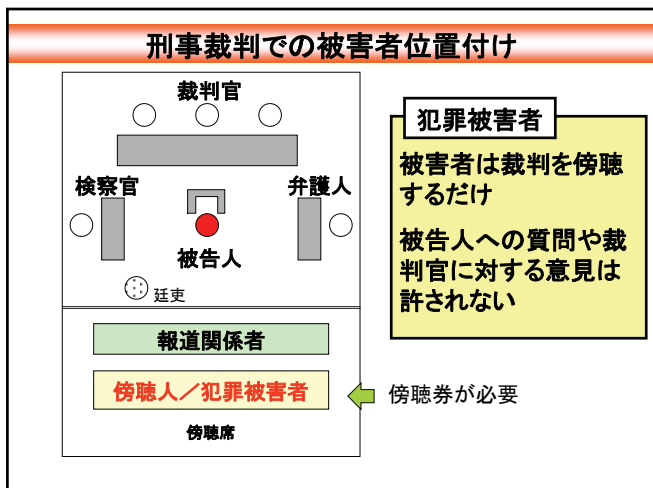
名前 本村 洋 (32歳)

略歴 S51年 3月 大阪で生まれる  
H 9年11月 結婚(学生結婚)  
H10年 3月 広島大学工学部卒業  
H10年 4月 鉄鋼メーカーに就職  
H10年 5月 長女誕生  
H11年 4月 事件発生



事件・裁判で疑問に感じたこと

区分	平成11年(山口地裁)
少年審判 非公開	傍聴できない
	意見を言えない
	尋問できない
刑事裁判 公開	傍聴席が確保されない
	訴訟に参加できない
	意見を言えない
生活	自宅を失う→補償なし
	弁護士探しに苦勞
	相談機関なし 情報入手困難



事件・裁判で疑問に感じたこと

区分	平成11年(山口地裁)
少年審判	傍聴できない
	意見を言えない
	尋問できない
刑事裁判	傍聴席が確保されない
	訴訟に参加できない
	意見を言えない
生活	自宅を失う→補償なし
	弁護士探しに苦勞
	相談機関なし 情報入手困難

被害者を無視した制度

## 運命の日

平成12年3月22日  
山口地方裁判所 判決公判

判決 無期懲役

この日は、私の命日になる予定でした

## 判決後の私のコメント

『判決の瞬間、僕は司法にも、犯人にも負けたと思いました。僕は、妻と娘を守ることもできず、仇を取ることもできない。』

僕は無力です。

司法にこれほどまでに裏切られると、もう何を信じていいのかわからなくなりました。

結局、敵は、被告人だけではなくて、司法だったように思います。』

## 山口地方検察庁の検事さんの言葉

「こんな判決を残してはいけない」

「司法を変えるために

一緒に闘ってくれませんか」

私は生きる希望を頂きました

## 被害者支援の高まり

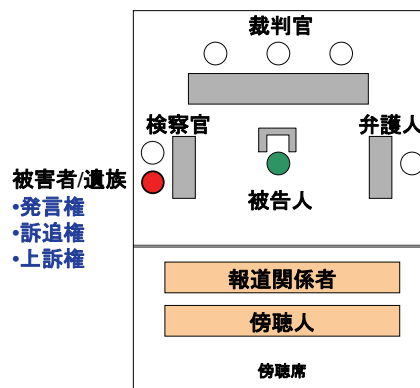
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 1995年 | ・地下鉄サリン事件発生                    |
| 1997年 | 少年犯罪被害者当事者の会 設立<br>・神戸連続児童殺傷事件 |
| 1998年 | 全国被害者支援ネットワーク 設立<br>・和歌山カレー事件  |
| 1999年 | ・池袋通り魔事件<br>・下関通り魔事件           |
| 2000年 | 全国犯罪被害者の会(あすの会) 設立             |

犯罪被害者が声を上げ、社会が耳を傾けられるようになりました。

## 被害者が求めてきたこと

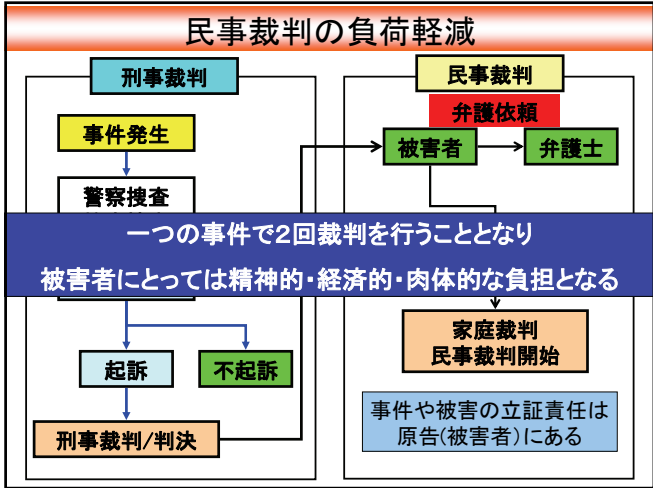
### ①刑事裁判への参加

## 刑事裁判への参加



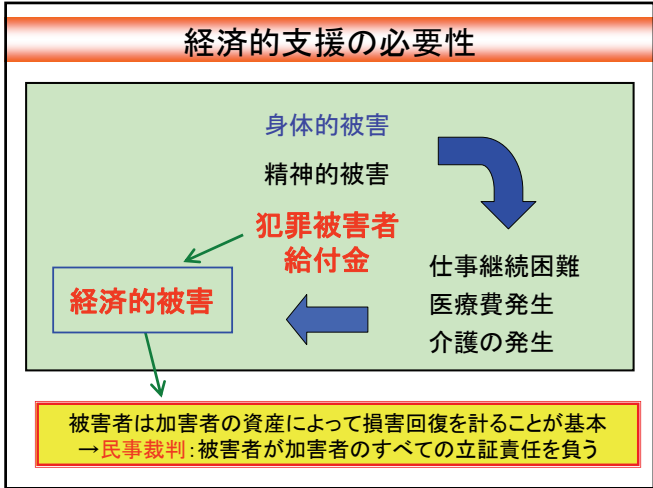
**被害者が求めてきたこと**

- ① 刑事裁判への参加
- ② 民事裁判の負荷軽減



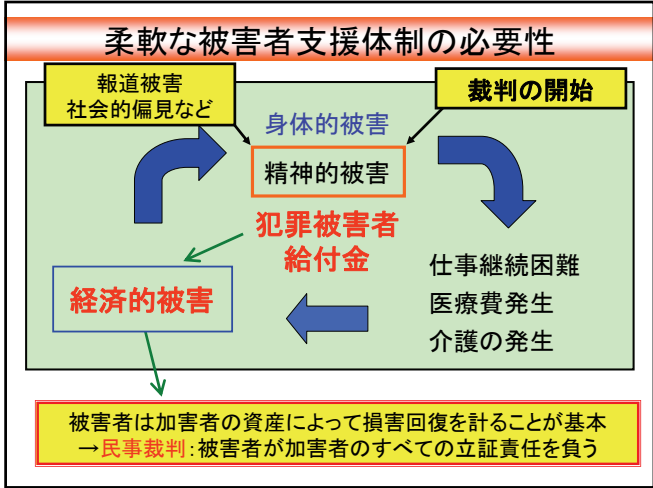
**被害者が求めてきたこと**

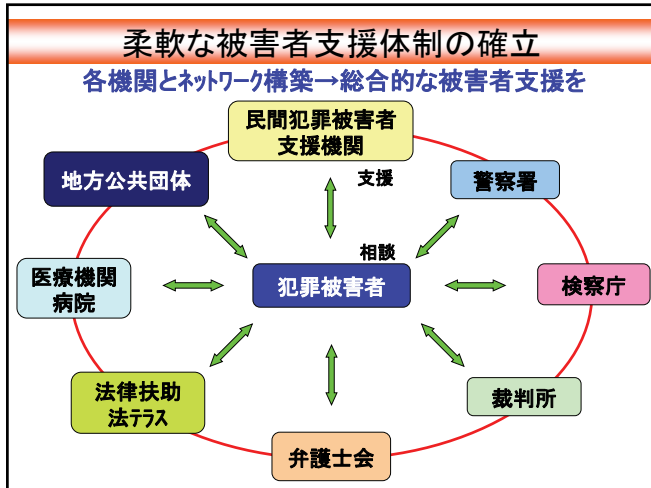
- ① 刑事裁判への参加
- ② 民事裁判の負荷軽減
- ③ 経済的な支援の拡充  
～犯罪被害者給付金の拡充～



**被害者が求めてきたこと**

- ① 刑事裁判への参加
- ② 民事裁判の負荷軽減
- ③ 経済的な支援の拡充  
～犯罪被害者給付金の拡充～
- ④ 柔軟な生活支援体制の確立





### 犯罪被害者支援の躍進

犯罪被害者の要望に対し  
司法・立法・行政が迅速に対応

被害者支援に関する法整備が急速に進む

### 犯罪被害者に関する法改正年表

1980年 5月	犯罪被害者等給付金支給法成立
第1世代	
2000年 5月	犯罪被害者保護二法 成立
2000年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律成立
2000年11月	少年法の一部を改正する法律 成立
2001年 4月	犯罪被害者等給付金支給法 改正
第2世代	
2004年12月	犯罪被害者等基本法 成立
2005年12月	犯罪被害者等基本計画閣議決定
2007年 6月	改正刑事訴訟法 成立
2008年 4月	犯罪被害者支援法 改正
2008年 4月	犯罪被害者国選弁護士制度 成立
2008年 6月	少年法の一部を改正する法律 成立

### 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等基本法について  
平成16年12月制定

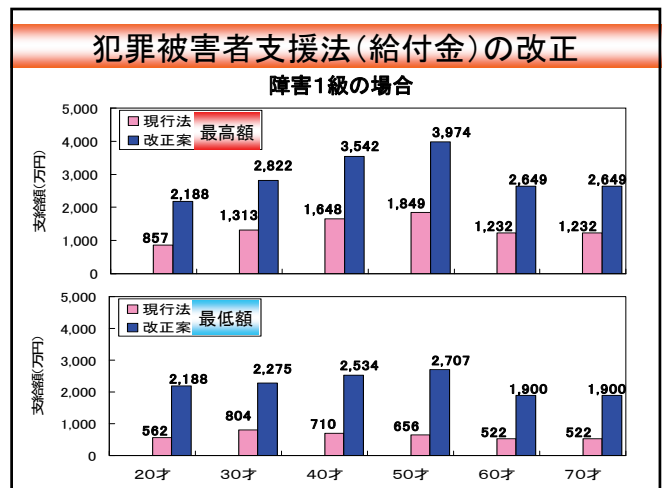
犯罪被害者の権利と国・地方公共団体・国民の責務を明記した画期的な法律

### 犯罪被害者等基本法の概要①

- 給付金支給に係る制度の充実など(13条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(14条)

犯罪被害者の経済的な負担を改善するため  
新たな法整備などを検討開始

平成20年4月18日 犯罪被害者支援法 改正



## 犯罪被害者等基本法の概要②

○ 居住及び雇用の安定(16条、17条)



犯罪被害者の立ち直りを促進

- ① 新たな居住の配慮(事件現場が自宅など)
- ② 仕事を継続できるように事業主への理解要求

公営住宅への優先入居制度が始まっています

緊急避難場所(シェルター)の整備が進んでいます

## 犯罪被害者等基本法の概要③

- 刑事手続きへの参加に関わる施策の拡充(18条)
- 損害賠償の請求についての援助など(12条)

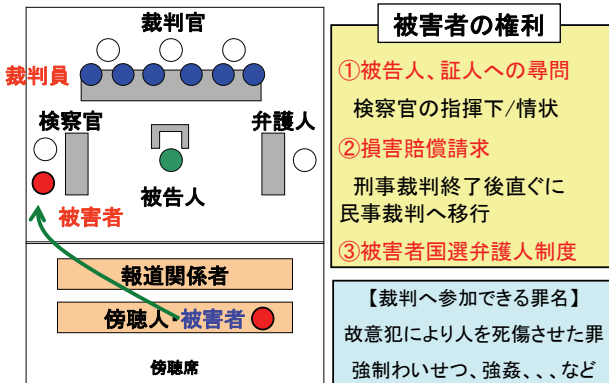


犯罪被害者の刑事裁判への参加  
訴訟参加制度や附帯私訴制度の実現

平成19年6月20日 被害者参加制度の制定  
損害賠償命令制度の制定

平成20年4月16日 犯罪被害者国選弁護士制度の制定

## 新しい刑事裁判の始まり



## 第1世代、第2世代

第1世代

- 2000年 5月 犯罪被害者保護二法 成立
- 2000年 11月 少年法の一部を改正する法律 成立
- 2001年 4月 犯罪被害者等給付金支給法 改正 など

第2世代

- 2004年12月 犯罪被害者等基本法 成立**
- 2007年 6月 改正刑事訴訟法 成立
- 2008年 4月 犯罪被害者支援法 改正
- 2008年 4月 犯罪被害者国選弁護士制度 成立
- 2008年 6月 少年法の一部を改正する法律 成立 など

被害者の権利確立へ向けた『基盤整備』

## 第3世代 更なる発展の世代

第1世代・第2世代

『被害者の権利基盤整備の世代』



第3世代

『被害者の権利実現の世代』

- 2008年12月 1日 被害者参加制度 開始
- 2008年12月 1日 損害賠償命令制度 開始
- 2008年12月 1日 国選被害者弁護士制度 開始
- 2008年12月 15日 重大事件被害者の少年審判傍聴 開始

## 事件発生当時と現在の比較

区分	平成11年	平成20年12月
少年審判	傍聴できない	○ 傍聴可能(※条件付き)
	意見を言えない	△ 意見聴取により可能
	尋問できない	× 尋問できない
刑事裁判	傍聴席が確保されない	○ 優先傍聴可能
	訴訟に参加できない	○ 訴訟参加可能
	意見を言えない	○ 意見陳述可能
	尋問できない	○ 尋問可能(※条件付き)
生活	自宅を失う→補償なし	○ 公営住宅の優先入居制度
	弁護士探しに苦勞	○ 法テラス、被害者国選弁護士制度
	相談機関なし	○ 被害者支援センター拡充
	情報入手困難	△ 新しい被害者支援体制準備中

## 最後に

私達全員が社会に関わり、より良い社会を目指し、  
考え、行動を続けることが大切だと思います。

「法は常に未完である」

